（別紙６）

請求書・明細書の編てつ方法（医科）

各市町村国保単位（県内）

- Ⅰ 国保診療報酬総括票
- Ⅱ 請求書（在総診又は在医総を算定した診療報酬明細書に係る請求を除く。）
  - ① 乳・障・母医療費請求書
  - ② 診療報酬請求書
- Ⅲ 診療報酬明細書（在総診又は在医総を算定した診療報酬明細書を除く。）
  - １㉗ 老人保健
    - 入院
      - 老人９割
        - ① 公費併用（�原を含む。）
        - ② 単独
      - 老人８割 ―― 老人９割に同じ
    - 入院外 ― 入院に同じ
  - ２ 老人保健以外
    - 入院
      - 退職者（70 歳以上９割）
        - ① 公費併用
        - ②㊶ 老人併用
        - ③㊽ 障害者併用
        - ④㊽ 乳幼児併用
        - ⑤㊿ 母子家庭等併用
        - ⑥ 単独
      - 退職者（70 歳以上８割）―― 退職者（70 歳以上９割）に同じ
      - 退職被保険者 ―― 〃
      - 退職被扶養者 ―― 〃
      - 退職者（３歳未満）―― 〃
      - 一般被保険者（70 歳以上９割）― 〃
      - 一般被保険者（70 歳以上８割）― 〃
      - 一般被保険者 ―― 〃
      - 一般被保険者（３歳未満）―― 〃
    - 入院外 ― 入院に同じ
- Ⅳ 請求書（在総診又は在医総を算定した診療報酬明細書に係る請求に限る。）
  - Ⅱ 請求書に同じ
- Ⅴ 診療報酬明細書（在総診又は在医総を算定した診療報酬明細書に限る。）
  - Ⅲ 診療報酬明細書に同じ（老人保健、退職者 70 歳以上、一般被保険者 70 歳以上の入院外）

各国保組合単位（県内）

各市町村国保単位（県内）に同じ（退院者医療を除く。）

県内として取扱う国保組合（保険者番号）

○福岡県歯科医師（４０３０２２）
○福岡県医師（４０３０３０）
○福岡県薬剤師（４０３０４８）
○全国土木（１３３０３３）
○中央建設（１３３２６４）
○全国建設（１３３２９８）

県外分

各市町村国保単位（県内）に同じ（２の②～⑤は取扱外）
各国保組合単位（県内）に同じ（２の②～⑤は取扱外。ただし、乳障母医療費分については
は「医保乳障母医療費明細書（複写分）」）で請求して下さい。

台　　紙

○上記のとおり県内市町村国保・県内国保組合・県外市町村国保・県外国保組合の順にとじて下さい。
○一番下に台紙をつけて下さい。

■返戻等により、平成 14 年 9 月診療以前（老人保健分に限る。）を請求する場合について

○当月請求分とは別とじにし、提出して下さい。
　この場合、当該診療報酬請求書の上部に「月遅れ分」と朱書きして下さい。
○一番下に台紙をつけて下さい。

※診療報酬総括票については編てつの必要はありません。当月請求分の診療報酬総括票に含めて記載して下さい。

■医療保険に係る障害者・乳幼児・母子家庭等医療請求関係

各市町村単位	①乳・障・母医療費請求書 ②障害者医療費明細書（２部複写のうち障害者分） ③乳幼児医療費明細書（２部複写のうち乳幼児分） ④母子家庭等医療費明細書（２部複写のうち母子家庭等分） ○上記の順に国保関係分とは別とじにして提出下さい。 ○一番下に台紙をつけて下さい。

■障害者（老人保健法該当者）一部負担金及び福岡市の医保本人の㊶ 老人医療費請求関係

各市町村単位	①障害者（老人保健法該当者）一部負担金請求書総括票 ②障害者（老人保健法該当者）一部負担金請求書「連記式」 ③福岡市老人医療費請求書「連記式」 ○上記の順に国保関係分とは別とじにして提出下さい。

■特別療養費関係

各市町村単位	①特別療養費診療明細書（資格証明書用）送付状 ②特別療養費明細書（上部に特別療養費と朱書きする。） ○上記の順に国保関係分とは別とじにして提出下さい。